



発行 新潟県

第9号

平成30年2月2日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 96 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 97 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 98 保安林の指定施業要件の変更(治山課)
- 99 土地改良区の合併認可(農地計画課)
- 100 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 101 都市計画の図書の写しの縦覧(下水道課)
- 102 港湾施設の指定及び変更(港湾整備課)

公 告

- 平成29年度行政書士試験の合格者(市町村課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 一般競争入札の実施(財務課)

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)



◎新潟県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	育成医療・更生医療	平成29年12月31日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	育成医療・更生医療	平成29年12月31日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	育成医療・更生医療	平成29年12月31日
六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212番地8	育成医療・更生医療	平成29年12月31日
たんぽぽ薬局	南魚沼市泉甲201番地7	育成医療・更生医療	平成29年12月31日

◎新潟県告示第97号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	小杉かづ子	新潟県長岡市滝谷町1890	もみ、玄米、大麦、大豆	K1514066				
備考	略称『新潟県検査協会』平成30年2月2日 農産物検査員1名の削除。検査員合計674名。							

◎新潟県告示第98号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
新潟県村上市中継字ウト873・873の丑・873の寅(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第99号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 合併により設立する土地改良区の所在及び名称  
新潟市北区新井郷505番地  
新潟北土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称  
新潟市北区新井郷505番地  
豊栄土地改良区  
新潟市北区太田5689番地  
葛塚土地改良区  
新潟市北区内島見2880番地  
木崎濁川土地改良区
- 3 認可年月日  
平成30年2月1日

◎新潟県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 糸魚川都市計画防災街区整備地区計画（糸魚川市決定）  
名称 糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画下水道  
名称 聖籠町公共下水道
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第102号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、直江津港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

平成30年2月2日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力
港湾管理施設	中央ふ頭ロープ小屋	上越市大字直江津 字名古浦地内	延床面積 39.75㎡ 木造平屋建て
外かく施設	第3東防波堤	上越市大字八千浦 地先	延長 661.15m

外かく施設	沖防波堤	上越市大字八千浦地先	延長	2,900m
-------	------	------------	----	--------

2 変更指定

平成18年4月28日新潟県告示第815号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭5号野積場	上越市大字直江津字名古浦、大字黒井字添地内	舗装面積 59,743.69㎡

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭5号野積場	上越市大字直江津字名古浦、大字黒井字添地内	舗装面積 61,438.69㎡

」

に、平成11年10月1日新潟県告示第1774号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭6号野積場	上越市大字黒井字添地内	舗装面積 9,929㎡

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東ふ頭6号野積場	上越市大字黒井字添地内	舗装面積 37,660㎡

」

に変更する。

公 告

行政書士試験の合格者について（公告）

平成29年11月12日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年2月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

受験番号	受験番号	受験番号
2910002	2910130	2910326
2910010	2910150	2910337
2910011	2910151	2910354
2910016	2910152	2910371
2910019	2910153	2910373
2910020	2910156	2910386
2910027	2910158	2910392
2910028	2910165	2910398
2910032	2910166	2910449
2910036	2910173	2910454
2910042	2910177	2910491
2910046	2910183	2910528
2910051	2910188	2910549
2910053	2910193	2910556
2910056	2910211	2910563
2910058	2910214	2910571

2910068	2910235	2910574
2910073	2910241	2910599
2910080	2910242	2910611
2910084	2910251	2910638
2910097	2910262	
2910110	2910265	
2910111	2910266	
2910115	2910273	
2910120	2910274	
2910125	2910277	
2910126	2910284	
2910128	2910287	

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ウオロク要町店  
所在地 長岡市要町2丁目868  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ウオロク北山店  
所在地 長岡市北山3丁目5番1号  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ウオロク蓮潟店  
所在地 長岡市蓮潟1丁目561  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ウオロク長岡店  
所在地 長岡市日赤町2丁目1番  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
株式会社六乃字 代表取締役社長 葛見 正樹 新潟市中央区鑑2丁目14番13号  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一  
株式会社星光堂薬局 代表取締役社長 小島 徹 新潟市中央区本馬越2丁目8番21号  
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博文 東広島市西条吉行東1丁目4番14号
- 3 変更年月日
  - (1) 平成28年5月30日
  - (2) 株式会社ウオロク 平成28年5月30日  
株式会社六乃字 平成24年3月31日  
株式会社星光堂薬局 平成28年11月3日  
株式会社大創産業 平成28年11月3日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名の変更並びに小売業者の撤退及び新規出店のため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 コモタウン柏崎  
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外  
設置者 株式会社ウオロク 他4者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 村田 修一  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一  
三菱UFJリース株式会社 代表取締役社長 柳井 隆博
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日
  - (1) 株式会社ウオロク 平成28年5月30日  
三菱UFJリース株式会社 平成29年6月29日
  - (2) 平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ウオロク桜木店  
所在地 柏崎市桜木町885外



設置者 株式会社ウオロク

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

3 変更年月日

平成28年5月30日

4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

5 届出年月日

平成30年1月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田市東新町4丁目3964外

設置者 株式会社ウオロク

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

3 変更年月日

平成28年5月30日

4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

5 届出年月日

平成30年1月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク住吉町店

所在地 新発田市住吉町4丁目1番乙1507

設置者 株式会社ウオロク

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

## 3 変更年月日

平成28年5月30日

## 4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

## 5 届出年月日

平成30年1月9日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田舟入ショッピングセンター

所在地 新発田市舟入町3丁目651外

- 設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 グリーンコートウオロク  
所在地 新発田市緑町3丁目678番地1  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
-

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 吉田ショッピングセンターパルス

所在地 燕市吉田下中野字門光寺505-1 外

設置者 株式会社ウオロク 他1者

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

## 3 変更年月日

平成28年5月30日

## 4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

## 5 届出年月日

平成30年1月9日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 サムズショッピングセンター

所在地 五泉市大字木越字石道2000-1

- 設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年2月2日から平成30年6月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 サムズウオロク水原店  
所在地 阿賀野市市野山字大坪215-1  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則  
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一
- 3 変更年月日  
平成28年5月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク中条店

所在地 胎内市北本町1464番地

設置者 株式会社ウオロク

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 葛見 久則

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役社長 本多 伸一

## 3 変更年月日

平成28年5月30日

## 4 変更の理由

大規模小売店舗建物設置者及び小売業者の代表者の氏名が変更されたため。

## 5 届出年月日

平成30年1月9日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年6月2日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) ダイレックス燕店

所在地 燕市東太田字杉名田6771番 外

設置者 大和ハウス工業株式会社

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成29年9月19日

### 3 意見の概要

#### (1) 燕市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成30年2月2日から平成30年3月2日まで

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月2日

新潟県知事 米山 隆一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 案件の名称

漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約

#### (2) 案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

ア 海洋丸 平成30年3月14日から1年間

イ くびき 平成30年3月24日から1年間

### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ

#### (1) 交付期間 平成30年2月2日（金）から平成30年2月8日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで

#### (2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

#### (3) 問い合わせ 入札説明書による。

### 3 入札執行の日時及び場所

#### (1) 日時 平成30年2月21日（水）午後1時30分

#### (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室

### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

#### (3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。

#### (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

#### (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### (7) 「海洋丸」のトン数（299トン）階層区分以上の船舶に係る損害保険及び賠償責任保険の契約実績があり、

その証明を行うことができること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年2月15日(木)午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に、それぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 平成30年2月19日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

イ 場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を併せて持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書簡郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

#### 8 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

契約希望本体金額に、100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。



なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月2日

新潟県病院局事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後										改 正 前																			
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）																			
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準																			
区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）																									
土地	(略)		(略)	新潟市部	88	新潟市以外 の市部	(略)	町 村 部	27		土地	(略)		(略)	新潟市部	79	新潟市以外 の市部	(略)	町 村 部	28									
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)										水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	0.15メー トル未 満の もの									110	50	37	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	0.15メー トル未 満の もの	100	49	38
												外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未 満の もの	230									100	74	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未 満の もの	210	97	75		
												外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未 満の もの	590									250	180	外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未 満の もの	520	240	190		
												外径が 0.4メー トル以上												外径が 0.4メー トル以上					

		1メートル未満のもの							
		外径が1メートル以上のもの		1,100		500		370	
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,900	新潟市以外の市部	840	町村部	620
(略)									
備考 (略)									

		1メートル未満のもの							
		外径が1メートル以上のもの		1,000		490		380	
		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,700	新潟市以外の市部	810	町村部	630
(略)									
備考 (略)									

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術用鋼製小物について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

手術用鋼製小物 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年2月13日(火)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 監査委員公表

### 監査の結果に基づく措置状況について

普通会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事、新潟県教育委員会及び新潟県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成30年2月2日

新潟県監査委員 栗山和廣

新潟県監査委員 石井修

新潟県監査委員 横尾幸秀

新潟県監査委員 高橋猛

監査の種別	平成27年度会計 定期監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
農林水産部	産業廃棄物処理委託について、契約書が作成されていなかった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいた事務手続を行われたい。 <b>【農業総合研究所】</b>	職員に対して、関係法令を十分に参照し、必要な手続き等を怠ることのないよう徹底してまいります。
公安委員会	宿舍の物置について、警察本部長による処分決定を経ないまま、取壊しを行っていた。 公有財産事務取扱規則に基づく適正な事務処理を行われたい。 <b>【柏崎警察署】</b>	公有財産の処分にあたっては、警察本部において、各署からの処分に必要な予算の要求様式に「財産移動報告の有無」の欄を設け、警察本部と警察署の相互に財産移動報告の欠落防止を図り、事前に処分決定を受けよう徹底しました。 また、警察本部においては、機会を捉えて適正な財産管理について教養を行う等関係法令の遵守に努めてまいります。

監査の種別	平成28年度会計 定期監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
総務管理部	物品の管理について、テレビ会議・テレラジオロジーシステム2組を亡失していた。 物品の管理を徹底されたい。 <b>【情報政策課】</b>	テレビ会議・テレラジオロジーシステム2組については、新潟県物品会計規則に沿った亡失手続（物品損傷等報告）を行いました。 今後とも、適正な物品の管理に努めてまいります。
県民生活・環境部	公務中における職員の交通事故で、相手方に21,368円の損害賠償をしたほか、公用車1台を廃棄したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。 <b>【歴史博物館】</b>	職員の安全運転の徹底を行い、事故の再発防止に努めてまいります。
福祉保健部	コロニーにいがた白岩の里使用料収入について、平成28年12月31日現在、過年度調定分177件5,248,741円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 <b>【コロニーにいがた白岩の里】</b>	利用者の部担当者や市町村等担当者と連携し、納入相談や訪問督促を行い、また成年後見制度を検討する等、個別の状況に応じた収納方法により未収金の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日現在までの納入額は67件1,306,039円です。
	1歳6か月児精密健康診査受診票について、誤って別の市に送付したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 <b>【はまぐみ小児療育センター】</b>	会議等で個人情報の取扱事務について職員に周知するとともに、郵送の際は複数人で郵便物と封筒の送付先を確認する等の対策を講じ再発防止に努めてまいります。

<p>住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分454件18,862,725円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【福祉保健課】</b></p>	<p>未納分については分割納入方式により償還させることとしており、平成29年10月31日までに20件848,089円が納入済みです。 今後も市町村と連携を図り、債務者に加え、保証人等にも連絡をとりながら、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
<p>特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請書等について、誤って他者の申請書を送付したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康対策課】</b></p>	<p>個人情報に記載されている書類を送付する際には、複数人により確認することを徹底することにより、再発の防止に努めてまいります。</p>
<p>新潟県食の安全・安心啓発ラジオ広報業務委託について、本配当を受けた額を超えて委託契約を締結し、不足額が本配当された後に支出負担行為決議書を起票、決裁しているものがあつた。 財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【生活衛生課】</b></p>	<p>財務規則に基づく事務処理を徹底し、適切な契約事務を行ってまいります。</p>
<p>新潟ふれ愛プラザ空調用自動制御盤改修工事に係る指名競争入札について、全ての入札参加者が入札時に工事費内訳書を提出しなかったため、本来当該入札を無効とすべきところ、有効として取り扱い、落札者を決定していた。 財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【障害福祉課】</b></p>	<p>入札の執行に当たっては、財務規則をはじめとした関係法令に準拠し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、21,159件107,449,769円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童家庭課】</b></p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成29年10月31日までに824件5,948,419円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>
<p>児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、319件6,027,960円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童家庭課】</b></p>	<p>地域振興局健康福祉（環境）部を通じた償還指導により、納入の促進を図った結果、平成29年10月31日までに1件20,480円が納入済みです。 未納者の状況把握に努め、個々の状況に応じた早期の償還指導を行うことにより、未納額の早期収納に努めてまいります。</p>

	<p>平成28年度全国ひとり親世帯等調査に係る調査員証について、誤って他者の調査員証を送付したものがあった。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【児童家庭課】</b></p>	<p>今後は、個人情報が含まれる書類を送付する際には、複数人でチェックを行うなど個人情報の適切な取扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>産業労働観光部</p>	<p>設備合理化資金貸付金収入等について、決算日現在、過年度調定分33件15,375,733円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【産業政策課】</b></p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行っており、平成29年10月31日までに4件176,000円が納入済みです。また、回収不能の5件766,053円は平成29年9月議会において、権利放棄の議案を提出し議決されました。今後も、債務者等の状況に応じた計画返済など債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>中小企業支援資金貸付金収入等について、決算日現在、過年度調定分88件788,858,068円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【産業政策課】</b></p>	<p>未納額が多額となっている債務者については、計画的な償還を指導するなど、償還能力に応じた債権回収に努めており、平成29年10月31日までに17件4,034,906円が納入済みです。また、回収不能の設備近代化資金貸付金5件6,108,551円は平成29年9月議会において、権利放棄の議案を提出し議決されました。今後も、債務者等と十分協議を行い、未納額の圧縮に努めてまいります。</p>
	<p>宿泊施設に対する一斉メールについて、他者の個人メールアドレスと推察されるものが誤って表示されたまま送信したものがあった。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【観光局 観光振興課】</b></p>	<p>一斉メール送信時のBCC設定や外部へのメール送信時の複数人によるチェックなどの確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分34件55,356,042円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【経営普及課】</b></p>	<p>債務者や連帯保証人に対して督促を行うとともに、償還能力に応じた計画的な分割納入を指導するなど、債権回収に努めており、平成29年9月末までに1,851,000円が納入済みです。今後も、債務者等と十分協議を行うとともに、権利放棄の基準に該当する案件があるか判断しながら、収納促進に努めてまいります。</p>



	<p>農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分1件1,787,473円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>平成28年度に連帯保証人が支払うべき適正な債務金額を確定する調停が成立し、連帯保証人の分納計画に基づき、平成29年9月末までに387,452円が納入済みです。今後とも、連帯保証人の分納計画に基づく収納に努めてまいります。</p>
	<p><b>【経営普及課】</b> 公務中における職員の交通事故で相手方に737,278円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として468,061円支出したものがあった。安全運転の徹底に努められたい。</p>	<p>毎月の所内会議において、交通事故防止の注意喚起を行っているほか、特に長距離や冬季の出張の際は上司による安全運転の声かけをするなど、事故の再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>土木部</p>	<p>一般県道水原亀田線横雲橋修繕に関する協定の締結について、地域振興局長に委任されるべきところ、道路管理課長専決で処理していた。財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>課内及び対象地域機関に対して指摘事項及び適正な事務処理を周知しました。今後は指摘事項を踏まえ、財務規則に基づく適正な事務処理を徹底してまいります。</p>
	<p><b>【道路管理課】</b> 行政財産（自転車小屋）について、用途廃止の手続を行わずに処分していたものがあった。公有財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>住宅整備事業の実施に伴う財産管理事務手続については、チェックリストによる関係係間の相互確認を再度徹底するとともに、抜本的な是正のために改善策を検討し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>交通政策局</p>	<p>万代島駐車場バリケード廃棄に係る産業廃棄物処理委託について、契約書が作成されていなかった。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいた事務手続を行われたい。</p>	<p>産業廃棄物処理契約に関する法令を職員に周知するとともに、法令に基づいた事務手続に努めてまいります。</p>
<p>村上地域振興局</p>	<p>港湾設備使用料の収入調定について、担当職員が調定決議書を起案することなく納入通知書を発行していたものが2件あった。管理監督者による業務管理を徹底するとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。</p>	<p>職員に対する法令規則の遵守及び指導教育を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を確立し再発防止に努めてまいります。</p>
<p>新発田地域振興局</p>	<p>個人情報に記載した納税関係書類について、誤って別の個人宅に郵送したものがあった。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>	<p>個人情報を記載した書類を送付する際、複数人チェックを更に徹底し、あわせて発送者リストと封書との全件突合を実施しております。また、年度当初に職場研修を開催し、個人情報の取扱いに対する職員意識の向上と職務管理の徹底に努めてまいります。</p>

	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分133件1,117,193円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は11件27,743円です。</p>
	<p>関係機関等に個人情報を含む蜜蜂飼育計画を郵送する際に、誤って個人情報の提供を承諾しない4名分についても送付したものがあつた。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業振興部】</b></p>	<p>個人情報が含まれる書類の回覧に際しては「個人情報」というゴム印を押印して明示し、さらに送付する際には複数人でチェックすることとし、併せて部内会議等において個人情報の取扱いに対する職員の意識向上と職務管理の徹底を図り、再発防止を図ってまいります。</p>
<p>新潟地域振興局</p>	<p>自動車税の納税関係書類について、誤って別の納税者に送付したものがあつた。また、法人県民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書について、誤って紛失したものがあつた。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【県税部】</b></p>	<p>自動車税の納税関係書類の誤送付について、個人情報が記載されている書類を送付する際には、複数人により確認することを職員へ更に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、確定申告書の紛失について、窓口受付の申告書等の内容や数を記録することで文書管理の徹底を図るとともに、日常的に申告書等の取り扱いについて、職員への注意喚起を行ってまいります。</p>
	<p>凍結防止剤散布車の修繕について、物品等指名審査会を開催せず、予定価格書及び契約書を作成していないものがあつた。また、検査調書の作成が必要な契約であつたにもかかわらず作成されていなかった。財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【津川地区振興事務所】</b></p>	<p>関係職員全員が新潟県財務規則を確認し、発注時の内容確認を厳格に行い、必要な手続きや書類の作成漏れが生じないように徹底してまいります。</p>

<p>三条地域振興局</p> <p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成28年11月30日現在、過年度調定分113件10,543,640円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もおりますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。</p> <p>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は4件69,000円です。</p>
<p>【健康福祉環境部】</p>	
<p>生活保護費返還金収入（生活保護法第63条）について、平成28年11月30日現在、過年度調定分6件1,901,564円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>履行延期により継続的に返納を行っている者もおりますが、今後も家庭訪問、電話及び文書の送付により未納者に対して継続して指導を行ってまいります。</p> <p>また、保護費支給時や年金支給日などの収入があった際に集中して返納指導を行うことや、未申告の収入が疑われるケースについては預金調査を随時実施することにより、未納額の早期収納と新たな債権の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>また、債権の発生防止のため、保護開始時に収入申告義務についての周知を徹底し、継続中の世帯に対しても収入申告義務があることを、年に1回以上、再度周知するよう各担当者に指示しております。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は2件91,500円です。</p>
<p>【健康福祉環境部】</p>	
<p>関係機関あての一斉メールについて、誤って他者のメールアドレスが表示されたまま送信したものがあつた。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>	<p>一斉メール送信時のBCC設定等職員に周知徹底を図っており、今後とも再発防止に努めてまいります。</p>
<p>【健康福祉環境部】</p>	

	<p>平成26年度及び平成28年度に行われた公共工事の土地取得のための戸籍簿等の公用請求において、職員及び嘱託員が、県の事業のためと偽り、私的な目的で戸籍関係書類及び住民票の写し計323件を市区町村から不正に取得していた。また、平成28年11月、同職員が親族に係る相続放棄申述受理証明書を家庭裁判所に対し、公用で請求していたものがあった。</p> <p>戸籍簿等の公用請求手続の中で不正な請求が行われ、これを発見し防止できなかったことは、県行政に対する県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。</p> <p>再発防止のため管理監督者による業務管理を徹底するとともに、内部牽制が機能するよう適正な事務処理を行い、県民の信頼回復に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>今回の事案を受け、公用請求の決裁手続の際に、起案者及び決裁者以外の者が申請書の記載内容を測量成果品との照合により確認するなど、チェック機能を持たせることといたしました。</p> <p>また、職員に対し法令の遵守を徹底させるとともに、職務に関する倫理の保持に努め、適正な進行管理を図ってまいります。</p>
	<p>関係機関に送信する登記関係書類について、誤って別の個人宅にファクシミリで送信したものがあった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>個人情報に記載された書類は、極力ファクシミリで送信しないようにするとともに、送信しなければならない場合はファクシミリ番号を複数で確認するよう職員に再度徹底いたします。</p> <p>また、個人情報の取扱いに対する職員意識向上と職務管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>長岡地域振興局</p>	<p>インターネット公売に係る落札決定者あてのメールについて、誤って別の物件の落札者に送信したものがあった。</p> <p>また、納税関係書類について、誤って別人宅の郵便受けに投函したものがあった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【県税部】</b></p>	<p>外部へのメール送信については、送信先及び送信内容の複数人による確認を徹底するとともに、納税関係書類の差し置きに際しては、納税者等の住(居)所を十分確認して行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分416件2,149,250円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は21件96,720円です。</p>

	<p>一級河川塩谷川助成事業 築堤・護岸（上流工区その11）工事について、設計変更で追加した水位観測業務の費用を見積により計上しているが、受注者に他者の見積書を徴取させていた。 設計積算に係る見積徴取に当たっては、公正性及び透明性の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>適切な見積徴取方法について部内で周知徹底を図ったほか、今後は、変更設計書作成時に見積依頼書が添付されているかチェックするなどし、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>県が管理する排水機場において、非常用発電機の燃料である重油が配管腐食部分から漏油し、河川に流出するとともに構内地下に浸透する事故があった。 施設の管理に万全を期し、再発防止を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部 与板維持管理事務所】</b></p>	<p>改修にあたり耐久性のある材料の採用や配管状況を可視化できる設備構造とすることにより、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>道路台帳の図面の写しの交付について、新潟県情報公開条例における行政文書の公開手続によらない情報提供であり、写しの作成費用を徴収する根拠規定がないにもかかわらず、公開手続に則る場合と同様に徴収していた。 費用徴収に当たっては、根拠規定の確認を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部 小千谷維持管理事務所】</b></p>	<p>新潟県情報公開条例に基づいた適正な事務手続を行ってまいります。</p>
<p>南魚沼地域振興局</p>	<p>児童家庭費負担金収入について、平成28年11月30日現在、過年度調定分410件3,702,460円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。 なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は4件11,100円です。</p>
	<p>十二沢川床上浸水対策特別緊急事業に伴う上水道管移設工事の委託について、事前に支出負担行為の決定をせずに南魚沼市水道事業管理者に工事実施を依頼し、市の竣工検査日に支出負担行為の決定及び協定締結を行っていた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>財務規則に基づいた事務手続の周知徹底を図るとともに、情報共有と事業進捗管理を徹底して適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>十日町地域振興局</p>	<p>医療費の公費負担申請に係る患者票について、誤って送付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉部】</b></p>	<p>文書発送時に複数人で確認を行い誤送付の防止を図っています。また、個人情報の取扱いについて、部内会議等での周知や部内研修を行い、職員意識の向上に取り組んでまいります。</p>

上越地域振興局	<p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分430件5,352,570円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>未収金対策会議等において、対象者の家庭状況や滞納に関する問題点について担当者間で情報共有し、効果的な収納対策を検討するとともに、電話督促・文書催告・戸別訪問を行うなど計画的・組織的な対応を行い、未納額の早期収納に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘のありました事項における平成29年10月31日までの納入額は27件374,900円です。</p>
	<p>一時保護施設改修工事に係る指名競争入札について、全ての入札参加者が入札時に工事費内訳書を提出しなかったため、本来当該入札を無効とすべきところ、有効として取り扱い、落札者を決定していた。</p> <p>財務規則に基づいた適正な入札執行を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>再発防止策として「指名競争入札の手引」中のフロー図及び手続の各段階に、公共工事発注の際の注意事項を追記してマニュアルを作成したところです。また、工事を発注する際には、随時、複数名で確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
佐渡地域振興局	<p>生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成28年12月31日現在、過年度調定分117件6,400,887円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康福祉環境部】</b></p>	<p>文書及び電話による催告に加え家庭訪問を行ってまいりましたが、今後も未納者の状況をふまえて返済指導を行い、未納額の早期徴収に努めてまいります。</p>
	<p>佐渡一周線県単道路維持管理法面落石対策工事について、労務単価の冬期補正を行わなかったため、211,680円過小設計になっていた。また、佐渡一周線防災安全（災防）蕙場落石防護網工事について、見積りにより決定した電話線防護費を誤入力したため、793,800円過大設計になっており、合計2件、1,005,480円的设计違算があった。</p> <p>担当者の積算能力向上のための研修の充実や所属内でのチェック体制を見直すなど積算誤りの発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>職員への所属内研修等で周知するとともに、チェック体制の強化を図ってまいります。</p>
	<p>庁舎移転に伴う産業廃棄物処理委託について、契約書が作成されていなかった。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【地域整備部】</b></p>	<p>契約書の作成等、事務手続きを適正に行ってまいります。</p>
教育委員会	<p>公務中における職員の自家用車による交通事故で相手方に全治30週間（210日）の負傷をさせるなど総額で8,575,056円（県費負担なし）の損害賠償をしたものがあった。</p> <p>安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【六日町高等学校】</b></p>	<p>当該案件は、冬季の除雪が追いつかない急激な吹雪の悪天候の中での事故でしたが、このような状況であれば、さらに気をつけて運転するよう本人には注意をし、加えて職員全体にも周知しました。</p>

	<p>就学支援金の関係書類について、誤って別の生徒の保護者に送付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【豊栄高等学校】</b></p>	<p>窓空き封筒を使用できない場合は、担当の他に事務長が封筒の中身と封筒の宛先の点検を行い、誤送付を防止しています。</p>
	<p>宿泊施設に送信する生徒名簿について、誤って別の会社にファクシミリで送信したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新潟江南高等学校】</b></p>	<p>ファクシミリで個人情報を送らないことを職員に指導しました。やむを得ず送る場合は、前後に宛先に電話するとともに、FAX番号を複数の目で確認することとし、再発防止に努めています。</p>
	<p>個人情報を記載した授業料の関係書類について、誤って別の生徒に渡したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【三条高等学校】</b></p>	<p>職員会議において個人情報の管理の徹底を周知しました。また、個別の生徒へ配付物を手渡す際は、宛名と内容の確認を徹底し、誤配付の防止に努めます。</p>
	<p>新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,404件90,856,765円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【高等学校教育課】</b></p>	<p>催告等の結果、平成29年12月8日現在、200件13,075,245円の納入があり、未納額は1,204件77,781,520円となっています。 平成28年度から主に債権回収を担当する非常勤嘱託員を採用し、また一部の未納債権については弁護士法人へ債権回収を委託しており、未納債権回収を強化しているところです。 新潟県財務規則に基づく所定の督促とともに、奨学金管理システムを活用しながら本人及び連帯保証人等に対して未納額の早期回収に努めてまいります。</p>
	<p>生徒の氏名、住所等個人情報が記載されていた就学支援金の届出書類について、誤って他者の書類を送付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【財務課】</b></p>	<p>個人情報が記載されている書類を送付する際は、複数人で確認することを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
	<p>旧教職員住宅(16号)廃棄物処理委託について、一般廃棄物の収集運搬・処分許可を有しない業者に委託したものがあった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務手続を行われたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【福利課】</b></p>	<p>今後、同様の事例があった場合には、適切に事務手続を行います。</p>

<p>公安委員会</p>	<p>公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に54,535円の損害賠償をしたほか、公用車1台を使用不能としたもの及び公用車の修理費として196,926円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【南魚沼警察署】</b></p>	<p>警察本部においては、事故防止対策をより積極的に推進するため、本年2月に「新潟県警察公用車事故防止対策委員会」を設置しました。</p> <p>昨年度実施した「公用車事故防止に関する全職員参加アンケート」や、継続実施中の「公用車事故第一当事者アンケート」の結果等を踏まえて、同委員会で公用車事故防止施策を検討し、「映像版教養資料」を作成して職員に対する教養、訓練に活用しております。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に1,444,615円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として1,419,423円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新潟中央警察署】</b></p>	<p>また、事故防止研修として、各署運転訓練指導者研修の実施、第一当事者への交通事故再発防止特別研修の実施、各署への緊急自動車運転又は運転技能指導官による巡回教養、実技指導の実施を行うなど、事故防止の徹底を図っております。</p>
	<p>公務中における職員の交通事故が24件あり、相手方に1,858,327円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として2,679,547円支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【警察本部】</b></p>	<p>今後も職員の交通事故防止に向けて一層取り組み公用車事故防止を徹底してまいります。</p>
	<p>個人情報に記載した行方不明者届出の関係書類について、誤って他の関係機関にファクシミリで送信したものがあつた。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p style="text-align: center;"><b>【燕警察署】</b></p>	<p>警察本部においては、各所属に対して原則として警察専用回線からの部外へのファクシミリの送信を禁止したほか、一般回線から部外への警察情報の送信については、事前に送信相手へのテスト送信を行うこととし、テスト送信できない場合は複数の職員による送信時の確認を行う等を再徹底し、再発防止に努めております。また、各種会議等における指導教養等を行い個人情報等の重要性の意識向上に努めております。</p> <p>今後も、個人情報等の流出・漏えい、紛失防止に努めてまいります。</p>